

保医発第0305005号

平成20年3月5日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療課長
厚生労働省保険局歯科医療管理官

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）が本日付けをもって公布されたところであるが、材料価格の算定に当たっての留意事項については、下記のとおりとすることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたく通知する。

なお、この通知は、平成20年4月1日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306005号）は、平成20年3月31日限り廃止する。

記

- I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
- 1 特定保険医療材料の算定に係る一般的事項（省略）
 - 2 在宅医療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い（省略）
 - 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い（省略）
 - 4 フィルムに係る取扱いについて（省略）
 - 5 臨床試用特定保険医療材料に係る取扱いについて
 - （1）臨床試用特定保険医療材料に係る保険請求上の取扱い
臨床試用特定保険医療材料は、算定方法告示に規定され、医療保険上の給付対象とな

る「特定保険医療材料」には該当しないものであり、したがって、臨床試用特定保険医療材料に係る特定保険医療材料料については、保険請求は認められない。

(2) 臨床試用特定保険医療材料を使用した場合の手技料等の取扱い

臨床試用特定保険医療材料が材料価格基準に記載されている特定保険医療材料である限り、当該臨床試用特定保険医療材料に係る手技料については、保険請求が認められる。

6 経過措置について（省略）

II 算定方法告示別表第二歯科診療報酬点数表に関する事項（省略）

III 算定方法告示別表第三調剤報酬点数表に関する事項（省略）

IV 診療報酬明細書における略称の使用に関する事項（省略）